

第14期第1回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会議事録

- 開催日時：令和7年5月27日（水）13時00分
- 開催場所：札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル4階4S会議室
- 委員会出席者
日本海まぐろ漁業連合海区委員会（委員）
桜庭研兒 山上辰昭 小西正之
河崎信幸 花田英一 成田直彦(web)
辻 裕樹(web) 森 祐

道水産林務部水産局漁業管理課
課長 物見文雄
主幹 池田聖治
課長補佐 大津康義
" 相川英毅
係長 藤原智史
" 畠山保弘
主査 森 拓通
" 永田 淳
主任 西田策紀
主事 西田 至

宗谷海区漁業調整委員会事務局 事務局長 辻 宏幸
専門主任 藤木亜季
留萌海区漁業調整委員会事務局 事務局長 武田健太郎
主任 大川 梓
石狩後志海区漁業調整委員会事務局 事務局長 中山威尉
主事 小林千紗
檜山海区漁業調整委員会事務局 事務局長 三上征己
- 議事録署名委員：小西正之 森 祐
- 本日の議長 漁業管理課長 物見文雄（会長選出まで）
会長 桜庭研兒（会長選出後）
- 議事事項
議案第1号 会長の選出について
議案第2号 副会長の選出について
- 報告事項
(1) 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規定等について
(2) まぐろ漁業と他種漁業との操業協定等について
- 会議の顛末
池田主幹：ただ今から第14期第1回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり、漁業管理課物見課長からご挨拶を申し上げます。

物見課長：漁業管理課長物見でございます。第14期第1回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用のところ、ご出席をいただきお礼申し上げます。本年4月に、全国の海区漁業調整委員会の一斉改選が行われ、本道における10の海区漁業調整委員会において、新たな体制が発足したところであります。漁業法第147条第4項の規定に基づき設置されております、本連合海区

漁業調整委員会もこのたび、新たに関係海区漁業調整委員会から代表委員が選出され、本日、漁業法施行令の規定に基づき、知事が第1回委員会を招集させていただいたところであり、ご承知のとおり日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会は、昭和51年に、日本海沖合海域におけるまぐろ漁業の操業に関する円滑な漁業調整を目的として発足し、委員会指示の発動を行うなど、今日に至るまで、本道沿岸の漁業調整に大きく貢献してきたところであり、さて、近年、海面水温の極端な高温が続く海洋熱波をはじめとした気候変動等により、昨年は、秋サケの漁獲尾数が低迷したほか、コンブの漁獲量が初めて一万トンを割り込む見込みであることに加え、ホタテ稚貝の採苗が不振となるなど、本道水産業にとって大変厳しい年となりました。こうした中、道では、水産業や林業・木材産業が抱える課題に対し一体的かつ効果的に対策を進めるため、昨年4月、新たに「森林海洋環境局」を創設するなど、組織機構を強化し、気候変動や成長産業化などの取組を進めているところですが、漁業生産の減少は、漁業者の経営はもとより、水産加工業など地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、早期回復や安定化を図ることが喫緊の課題であり、海洋環境の変化に応じた対策をより一層進めていく必要があると考えているところです。本委員会におかれましては、漁業法の基本理念に即し、委員会の機能が十分発揮されますとともに、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたってのご挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

池田主幹： 本日は第一回の委員会ですので、委員の皆様をご紹介をさせていただきます。宗谷海区漁業調整委員会、桜庭委員です。

桜庭委員： 桜庭です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 同じく、山上委員です。

山上委員： 山上です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 石狩後志海区漁業調整委員会、小西委員です。

小西委員： 小西です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 同じく、河崎委員です。

河崎委員： 河崎です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 檜山海区漁業調整委員会、花田委員です。

花田委員： 花田です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 同じく、本日はWeb参加となっております。成田委員と辻委員です。

成田委員： 成田です。よろしくお願いいたします。

辻委員： 辻です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 渡島海区漁業調整委員会、森委員です。

森委員： 森です。よろしくお願いいたします。

池田主幹： 次に関係する海区漁業調整委員会、事務局長をご紹介します。
宗谷海区漁業調整委員会の辻事務局長です。

辻 局 長： 辻です。よろしくお願いします。

池田主幹： 留萌海区漁業調整委員会、武田事務局長です。

武田局長： 武田です。よろしくお願いします。

池田主幹： 石狩後志海区漁業調整委員会、中山事務局長です。

中山局長： 中山です。よろしくお願いします。

池田主幹： 檜山海区漁業調整委員会、三上事務局長です。

三上局長： 三上です。よろしくお願いします。

池田主幹： 次に、水産林務部職員をご紹介します。ただいま、ご挨拶い
ただきました漁業管理課、物見課長です。

物見課長： 物見です。よろしくお願いします。

池田主幹： 同じく、大津課長補佐です。

大津課長補佐： 大津です。よろしくお願いします。

池田主幹： 同じく、藤原係長です。

藤原係長： 藤原です。よろしくお願いします。

池田主幹： 司会進行させていただいております、主幹の池田です。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

物見課長： 本日の委員会は、会長及びその職務を代理する者がともに互選さ
れていないことから、漁業法施行令第十五条の規定により、知事が
招集しておりますので、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を
務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 席： （意義なしの声）

物見課長： ありがとうございます。皆様のご賛同を得ましたので、議事に入
らせていただきます。それでは、初めに、出席人員の報告をいたし
ます。委員定数 十五名中、出席委員はウェブ参加を含め八名、欠
席委員は七名でありますので、本日の委員会は成立します。それ
では、ただいまから議事に入ります。議案第一号「会長の選出につ
いて」、議案第二号「副会長の選出について」は、関連があります
ので、一括上程いたします。議案について説明させます。

池田主幹： はい。会長の選出につきましては、漁業法第三百七条第二項の
規定により、委員が互選することとなっております。また、副会
長の選出につきましては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
規程第三条の規定により、四名を置き、委員が互選することとな
っております。以上です。

物見課長： 互選の方法について、どのように取り計らいますか、お諮りしま
す。

山上委員： よろしいですか。

物見課長： はい。どうぞ。

山上委員： 選考委員会を設置して、選ぶことにしてはいかがでしょうか。
なお、選考委員の数、指名は仮議長に一任いたします。

物見課長： はい。ありがとうございます。ただいま、山上委員から提案がございましたが、御意義ありませんか。

委員席： （意義なしの声）

物見課長： はい。ありがとうございます。それでは、そのように取り運びさせていただきます。選考委員長一名、選考委員三名の方を指名いたします。選考委員長に、山上委員、選考委員に、河崎委員、花田委員、森委員にお願いします。選考委員の方は、別室で選考していただきます。その間、暫時休憩といたします。

池田主幹： 選考委員の皆様は、別室へ移動をお願いします。
（委員会休憩、別室で選考委員会開催）

物見課長： 委員会を再開します。選考結果を山上選考委員長から発表願います。

山上委員： はい。選考委員会の結果を発表いたします。別室で慎重に協議選考した結果、会長に宗谷海区の桜庭委員、副会長に留萌海区の三浦委員、石狩後志海区の小西委員、檜山海区の花田委員、渡島海区の阿部委員の四名を選考いたしましたのでご報告いたします。

物見課長： 皆様、満場の拍手をもってご承認をお願いします。

委員席： （拍手）

物見課長： ありがとうございます。会長及び副会長は、そのように決定します。以上で私に与えられました任務は終了しました。なお、この後は宗谷海区に事務局をお願いして会議を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。

辻局長： 宗谷海区の事務局長の辻でございます。よろしく願いいたします。ただ今、第十四期の新会長及び副会長が決定いたしました。それでは、代表して会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

桜庭会長： 本日は、時節柄何かとお忙しい中、行政の皆様や委員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございます。特に、漁業管理課の物見課長様におかれましては、ここまで当委員会の仮議長を務めていただき、心から感謝申し上げる次第でございます。ただ今、委員の皆様からのご指名により、会長という重責を仰せつかった訳でございますが、皆様もご承知のとおり、本道水産業を取り巻く情勢は、水産資源の低迷や漁業者の減少・高齢化など、多くの課題を抱えております。当委員会が所管するまぐろ漁業については、国際的な資源管理の強化により、水揚げは大きく落ち込んでおりましたが、最近では徐々に資源の回復が見られております。この回復傾向を確かなものとし、資源の適切な管理と秩序ある利用を進めていくために、当委員会の果たす役割は、益々重要になっていくと思われまます。行政

の皆様、そして、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りながら、微力ではございますが、会長としての責務を果たして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。最後になります、本日ご臨席いただきました皆様のご健勝と本道まぐろ漁業の益々の発展をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

辻 局長： ありがとうございます。それでは、桜庭会長から議事進行についてお願ひいたします。

桜庭会長： はい。それでは報告事項に入る前に、本日の議事録署名委員について、委員会規程第8条により、私から指名いたします。小西委員、森委員よろしくお願ひいたします。報告事項の(1)「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程等について」報告を受けることと致します。事務局より説明願ひます。

辻 局長： はい。それでは、報告事項(1)についてご説明いたします。1ページの資料1をご覧ください。日ま連に関係する規定、要綱等を整理しております。まずはじめに、3ページの資料1-1をご覧ください。こちらは、日本海まぐろ連合で定めております委員会規程でございます、この中身について簡単にご説明いたします。第1条は、北海道日本海海域におけるまぐろ漁業の調整を図るといふ委員会の設置目的、第2条は会長所在地に主たる事務局を置くこと、第3条には委員会の構成として、委員定数を15名とすることや、会長1名、副会長4名を互選により選出することなどが規定されております。また、第4条には会長の職務や職務代理についての規定がございます。更に、第5条と第6条には、委員会の会議の内容について、また、次のページの第7条、第8条には議事録についての規定、第9条には事務決裁の代決権、第10条には委員会に書記を置くことが規定されてございます。なお、この委員会規程は、これまで4回改正を行っておりますが、第11条にありますように、規程を改正する場合には、委員会の議決が必要となっております。次に、当委員会には、各種事務処理の取扱いを定めております2つの事務取扱要綱がございます、1つは5ページからになりますが、資料1-2の個人情報保護に関するもので、個人情報を扱う際の事務処理について定められております。もう1つは47ページからになりますが、資料1-3の公文書開示に関するものがございまして、こちらは、日ま連の扱う公文書について開示請求があった場合の取扱を定めたものとなります。事務的な事柄ですので、詳細につきましては、後ほどお目通し頂ければと思います。続いて73ページ、資料1-4をご覧ください。委員会の情報公開に関して、今年度からの新たな取扱となりますので、ご説明いたします。当委員会の議事録については、漁業法145条第4項に基づき、道庁HPで公表しておりますが、昨年、水産庁より会議の資料についても公表することが望ましいとの見解が示されたことから、今回の取扱となったもので、各海区でも同様の取扱を定めております。この取扱に基づき、今回の委員会より、個人情報保護法第78条に定める不開示情報を除き会議資料を公表することになりますのでご承知おきください。続いて、75ページ、資料1-5をご覧ください。日ま連の年間スケジュールになります。委員の皆様にご集まっていたくのは基本的に年2回、例年2月ごろに開催する海区委員会と、4月ごろに開催する協定会議になります。4年に1回の改選年のみ、正副会長を決めるための委員会を5月ごろに開催してございまして、今年がちょうど改選年なので、皆さんにお集まりいただいております。2月の海区委員会では、例年発出しております委員会指示の内容と、翌年度の操業協定案等について協議しており、4月に開催される協定会

議では、関係する漁業者等に集まっていたき、協定内容を確認の上、協定を締結しております。今年については改選年のため4月に協定会議を開催できなかったことから、協定書を順次送付して締結することとしております。詳細は、この後の報告事項（2）で説明させていただきます。説明は以上です。

桜庭会長： ただいま、委員会規程等について説明がありましたが、大変膨大な資料でありますので、お持ち帰りになって、お目とおし頂くということで、よろしゅうございますか。

委員席： （了承の声）

桜庭会長： はい。ありがとうございます。それでは、報告事項の（2）「まぐろ漁業と沿岸漁業との操業協定等について」報告を受けることと致します。事務局より説明願います。

辻局長： はい。それでは、報告事項の（2）まぐろ漁業と他種漁業との操業協定等について、ご説明いたします。まず、操業協定の元となる、委員会指示についてご説明いたします。資料2をご覧ください。こちらの資料は、当委員会が発動している委員会指示やそれに関わる事務の取扱いを定めた要領などを1つにまとめた資料でございます。当委員会が発動している委員会指示は第1号と第2号の2つございまして、1枚めくっていただき、3ページ、資料2-1にその概要や経緯などを整理しております。この2つの委員会指示の内容ですが、委員会指示第1号は、船外を除く総トン数20トン未満の動力漁船により営む、まぐろ釣り漁業とまぐろはえなわ漁業を委員会の承認制にするというものです。9ページの上の方に、13操業協定という項目がございまして、そこで操業協定の締結について規定されています。（1）はかつてトラブルが多かった武蔵堆海域については操業協定の締結が必須であること、（2）では、その他の海域において必要があると認める場合には協定を締結しなければならない事が規定されてございます。協定海域については、また後ほど説明いたします。3ページ資料2-1に戻っていただき、下の方、委員会指示第2号ですけれども、これは、まぐろ流し網漁業とまぐろ固定式刺し網漁業を操業禁止にするというものでございます。委員会指示の詳細につきましては、資料2-2、資料2-3に委員会指示の文書を添付しておりますので、後ほどお目通し頂ければと思います。次に、13ページ、資料2-4をご覧ください。こちらは、承認申請する際の事務手続き等を定めました事務取扱要領になります。それから、25ページ、資料2-5ですけれども、こちらは承認する際の統一的な基準を定めました事務取扱方針になります。こちら、詳細につきましては後ほどお目通し頂きたいと思っております。続いて資料3をご覧ください。こちらは操業協定関係資料を一つにまとめたものでございます。資料3-1は各操業協定の目的等、概要についてまとめたものでございまして、資料3-2～3-5は各海域でこれから締結する予定の令和7年度の協定書案を添付しております。この操業協定ですが、さきほどご説明したとおり、武蔵堆海域では必須、必要に応じてその他の海域で締結することとなり、現在、協定を締結している海域は、武蔵堆海域のほか、留萌海域、石狩後志海域、渡島檜山海域の4つございます。通常は4月下旬に委員の皆様及び各漁業代表者が出席し、札幌市内で操業協定会議を開催し、それぞれの海域ごとに協定が締結されることとなりますけれども、今年度については、海区委員の改選があり4月に開催できなかったことから、協定の締結は書面回覧で行う予定となっております。資料3-2から3-5に添付しております協定案は、

すでに2月の前回委員会で決定されておりますが、今後代表者等を修正の上、各当事者に回覧され、押印を頂き発効する運びとなっております。

桜庭会長： ただ今、事務局から説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問などありましたらお願いします。

委員席： （ありませんの声）

桜庭会長： よろしいですか。ありがとうございます。これで報告事項は終わったわけですけど、その他に何かあればお願いします。

委員席： （ありませんの声）

桜庭会長： はい。ありがとうございます。ないようでございますので、これを持ちまして委員会を終了します。本日はありがとうございました。

（終了）

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和7年5月27日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

会 長 桜庭 研兒

議事録署名委員 小西 正之

議事録署名委員 森 祐